

S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

昭和法人会

会報

'25|09 211号



【主な記事】

- 第4回通常総会 (P1～3)
- 昭和税務署人事異動 (P6～7)
- 新署長・新筆頭副署長・新統括官インタビュー (P8～11)

写真／秋扇湖^{しゅうせんこ}（秋田県）
撮影／秋田県 成田 了一氏

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和7年9月20日発行

【写真の説明】

[表紙(表)] 写真／秋扇湖 (秋田県)

雪解けで水量が増して、春から初夏にかけ期間限定の水没林が姿を現します。

上流からの玉川温泉水が流れ込み、その成分の影響で湖面は美しい瑠璃色に見えます。

[表紙(裏)] 写真／小又峡 (秋田県)

森吉山東麓、大小100余りの瀑布、おう穴、深淵からなる原生峡です。

その滝の側に咲く「野花」、滝の水滴が柔らかい玉ボケになって引き立てます。



小又峡 (秋田県)
撮影／秋田県 成田 了一氏

CONTENTS

1～3	第4回通常総会
4	新会長就任のご挨拶
5	令和7年度本会役員
6～7	昭和税務署人事異動
8～11	新署長・新筆頭副署長・新統括官インタビュー
12～13	青年部会コーナー
14～15	女性部会コーナー
16	初級簿記教室／初任者のための税務研修会
17	税制改正の実務ポイント税務研修会／新設法人説明会
18	市内9法人会合同講演会／確定申告期の街広報活動
19	愛知ブロック連絡協議会講演会／狂言鑑賞会
20	【ご案内】女性部会「プレミアムコンサート」／市内3ブロック「経営講演会と税務研修会」
21	【ご案内】第14回「狂言鑑賞会」／当面の行事予定
22～25	税務署だより
26～27	県税広報
28～29	市税広報
30	自主点検チェックシートの活用
31	法人会アンケート調査システムへの新規登録
32	インターネットセミナーのご案内／編集後記
33	福利厚生制度のご案内

第4回 通常総会

令和7年6月2日(月) ●メルパルク名古屋



昭和法人会では、6月2日(月)メルパルク名古屋において1,494名(実出席130名、委任状1,364名)の正会員の参加を得て、第4回通常総会を開催しました。

総会議長は、定款の規定により伊藤会長が務め、審議事項として、〔第1号議案〕令和6年度決算報告承認の件及び〔第2号議案〕役員選任(案)承認の件が上程され、それぞれ満場一致により議案は承認されました。

また、「令和6年度事業報告」、「令和7年度事業計画」並びに「令和7年度収支予算」も併せて報告を受けました。

その後、長年にわたり、法人会の会活動に御尽力され退任される4名の方(近藤克弘理事、花井 靖理事、箕浦憲二常任理事、森 敦子理事)に昭和税務署長感謝状、愛知県法人会連合会長感謝状が贈呈されるとともに、当会の

役員表彰規程により、伊藤会長から感謝状が贈呈されました。また、当会の会員増強褒賞金規定により、大同生命保険株式会社様、AIG損害保険株式会社様に伊藤会長から感謝状が贈呈されました。

来賓として10名の皆様に御臨席賜り、総会に華やかさを醸し出していただくとともに、木下 篤昭和税務署長様、楠原則彦愛知県名古屋南部県税事務所長様、石本裕和名古屋市金山市税事務所長様及び菅沼宏司昭和税務連絡協議会副会長(名古屋税理士会昭和支部長)様から、それぞれ御祝辞を頂戴し、総会は盛会裏に終了しました。

また、一般社団法人愛知県法人会連合会様、大同生命保険株式会社様、AIG損害保険株式会社様、アフラック生命保険株式会社様から、心温まる祝電を頂戴しました。

会長挨拶

公益社団法人 昭和法人会 会長 伊藤敏宏

会長の伊藤でございます。

公益社団法人 昭和法人会の第4回通常総会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御参加いただきました役員並びに会員の皆様、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から当法人会の運営につきまして、格別の御支援・御協力を賜っており、心より感謝申し上げます。

また、時節柄、御多用の中、昭和税務署長様をはじめ、多数の御来賓の皆様にご臨席を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、我が国を取り巻く経済状況は、エネルギーや原材料などの価格が高止まりし、物価上昇を上回る賃上げが求められるなど、消費経済は減少傾向にある中、米国の関税率引き上げや株価の乱高下により、我が国の経済は、非常に不透明な状況にあります。

このように、あらゆる企業を取り巻く環境は、目まぐるしく変化するとともに非常に厳しい状況が続いておりますけれども、できる限り平穏な方向に向かってほしいと思っておりますし、会員の皆様の健康と安全、各企業の御繁栄を心からお祈りする次第でございます。

昭和法人会の事業活動におきましては、これらの影響を受けつつも、この1年間、計画に沿った活動ができたと思っております。後ほど、令和6年度の事業報告をいたしますが、地域への社会貢献事業である講演会や演奏会など、計画した事業は、ほぼ全てを実施することができ、社会的にも法人会の役割を果たすことができたのではないかと考えております。

これらの事業運営に際しましては、特に、御協力をいただいている役員の皆様には、社業のお忙しい中で、



挨拶を述べる伊藤会長

御尽力をいただき、改めて、感謝を申し上げます。

本年は、2年に一度の役員改選の年に当たります。

私は、本総会にて会長職を退任させていただきますが、新会長の下、微力ではございますが、引き続き、法人会活動にお力添えさせていただく所存でございます。

会長職の退任に当たり、役員に就任した8年前を振り返りますと、地元企業のオーナーの皆様が、法人会活動を通して、企業を盛り立てていく姿を目の当たりにし、深く感銘を覚えたのを思い出しております。

今後とも、昭和法人会の良き伝統を承継しながら、会員が約2,800社という大きな企業の団体として、また、健全な納税者の団体として、社会的責任を果たしてまいりたいと思っております。

後ほど、役員選任(案)を上程いたしますが、ほとんどの役員の皆様には、引き続き、お世話になることと存じますので、変わらず御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日、御臨席いただきました皆様の益々の御健勝並びに企業の御繁栄を心より祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

《御来賓の方々》

- ・昭和税務署 署長
- ・愛知県名古屋南部県税事務所 所長
- ・名古屋市金山市税事務所 所長
- ・昭和税務連絡協議会 副会長(名古屋税理士会 昭和支部長)
- ・昭和青色申告会 会長
- ・昭和納税貯蓄組合連合会 会長
- ・昭和間税会 会長
- ・一般社団法人愛知県法人会連合会 専務理事
- ・昭和税務署 副署長
- ・昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官

木下 篤 様
楠原 則彦 様
石本 裕和 様
菅沼 宏司 様
廣瀬 博正 様
児玉 雅彦 様
大久保盛史 様
山田 晴義 様
成瀬 洋平 様
山本 裕司 様



御来賓の木下昭和税務署長



御来賓の楠原愛知県名古屋南部
県税事務所長



御来賓の石本名古屋市
金山市税事務所長



御来賓の菅沼昭和税務連絡協議会
副会長

《感謝状を受けられた方々》

＜昭和税務署長感謝状＞

・近藤 克弘 前理事 ・花井 靖 前理事 ・箕浦 憲二 前常任理事 ・森 敦子 前理事

＜愛知県法人会連合会長感謝状＞

・近藤 克弘 前理事 ・花井 靖 前理事 ・箕浦 憲二 前常任理事 ・森 敦子 前理事

＜昭和法人会長感謝状＞

・近藤 克弘 前理事 ・花井 靖 前理事 ・箕浦 憲二 前常任理事 ・森 敦子 前理事
・大同生命保険株式会社 ・AIG損害保険株式会社



感謝状を受け取る
近藤前理事



感謝状を受け取る
花井前理事



感謝状を受け取る
箕浦前常任理事



感謝状を受け取る
森前理事



感謝状を受け取る
大同生命保険株式会社望月様



感謝状を受け取る
AIG損害保険株式会社中村様

総会記念講演会

講師：医師・医療ジャーナリスト 森田 豊 氏

演題：『知って得する心と体の健康法』

第4回通常総会終了後、医師・医療ジャーナリストの 森田 豊 氏をお招きし、「総会記念講演会」を開催しました。

記念講演会には、一般の参加者も含め総会参加者を大幅に上回る180名の方が参加され、活況を呈していました。

「Doctor-X～外科医・大門未知子～」の立ち上げや医療監修を手掛けられた方で、睡眠、ダイエット、心の健康など楽しく学べた有意義な時間でした。

講演会の中で、森田氏は、聴講者の席まで足を運ばれ、聴講者に質問されるなど、和気あいあいとした講演会となり、健康が第一であることや経営には健康な心や体が重要であることを再認識しました。



講師の森田豊氏



和気あいあいの記念講演会

新会長就任のご挨拶



公益社団法人昭和法人会

会長 **神藤 英明**

日本ガイシ株式会社
取締役専務執行役員

去る6月2日に開催されました第4回通常総会並びに理事会におきまして、会長に推挙されました日本ガイシ株式会社の神藤英明でございます。

今回の通常総会を機に、2期4年という長きにわたり会長として御尽力くださいましたブラザー工業株式会社の伊藤様から会長職を引き継ぐこととなりました。

今年度からは、日本ガイシ株式会社が会長会社として精一杯務めさせていただく所存です。

さて、昭和法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」であることを基本理念として、役員の方々をはじめ、会員の皆様が積極的な活動を実施しておられます。

ここ数年の昭和法人会の現状を見てみますと、

毎年、会員の加入勧奨で御尽力を賜っておりますものの、解散・廃業等の増加により退会される企業も多く、退会数が加入数を上回り会員数が減少している状況が続いております。

更には、公益社団法人として、その公益目的である「税知識の普及・納税意識の高揚」や「地域社会への貢献」など、その社会的な役割が一層求められてきており、より信頼いただける活動を目指していかねばならないと考えております。

どうか会員の皆様には、これまでに増して御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員の皆様の御健勝並びに会員各企業の益々の御発展を祈念申し上げ、会長就任のご挨拶とさせていただきます。



筆頭副会長 **伊藤 敏宏**

ブラザー工業(株)
専務執行役員



筆頭副会長 **相羽 由光**

(株)東郷製作所
取締役会長



副会長 **吉田 英晃**

ワイクリード(株)
代表取締役社長



副会長 **青山 敬明**

フジパングループ本社(株)
取締役経理本部長



副会長 **相羽 康人**

アイチオート用品(株)
代表取締役社長



副会長 **伊勢村 昌吾**

千代田合成(株)
取締役会長

令和7年度 本会役員

(順不同・敬称略)

役 職 名	氏 名	法 人 名	支 部
会 長 (代表理事)	神藤 英明	日本ガイシ(株)	瑞穂ヶ丘
筆頭副会長 (代表理事)	伊藤 敏宏	ブラザー工業(株)	田 光
筆頭副会長 (代表理事)	相羽 由光	(株)東郷製作所	東 郷
副 会 長	吉田 英晃	ワイクリード(株)	萩 山
〃	青山 敬明	フジパングループ本社(株)	萩 山
〃	相羽 康人	アイチオート用品(株)	桜 山
〃	伊勢村 昌吾	千代田合成(株)	津賀田
常 任 理 事	鈴木 宏	(株)中部日栄	汐 路
〃	浅井 啓介	アサイコーポレーション(株)	瑞穂ヶ丘
〃	小島 直之	日本パッキング(株)	田 光
〃	飯島 大輔	(株)飯島産業	津賀田
〃	石井 元博	東海イーシー(株)	萩 山
〃	山本 大志	(株)A Tグループ	円 上
〃	山城 敬介	中部電工(株)	北 山
〃	川村 昌利	(株)大栄商会	桜 山
〃	杉本 憲昭	(株)杉本組	川名駒方
〃	神野 直志	昭和土木(株)	御幸山
〃	今村 源一	(有)初穂土地	植 田
〃	阪野 敬明	天白信用農業協	天白中
〃	中島 利浩	(株)三明工作所	南天白
〃	箕浦 徹也	(株)箕浦不動産	平 針
〃	相羽 克俊	相羽ばね工業(株)	東 郷
〃	高木 伸治	荒川工業(株)	日 進
〃	川本 幸政	(有)川本緑化	長久手
〃	川崎 諾	(株)Kホールディングス	津賀田
〃	川村 貴子	(株)大栄商会	桜 山
専 務 理 事	中村 猛文	(公社)昭和法人会	—
監 事	穂刈 泰男	穂刈工業(株)	北 山
〃	巻尾 忠臣	竹田iPホールディングス(株)	円 上
〃	蒲生 貞一	蒲生貞一税理士事務所	(外 部)

役 職 名	氏 名	法 人 名	支 部
理 事	水谷 隆夫	水金工事(株)	汐 路
〃	六車 壽夫	(株)興和工業所	瑞穂ヶ丘
〃	泉 憲一	(株)泉製作所	瑞穂ヶ丘
〃	黒宮 淳司	(株)黒宮建設	瑞穂ヶ丘
〃	米本 卓弘	(株)山金ポンプ製作所	田 光
〃	横井 昭	横井定(株)	津賀田
〃	奥村 宜之	炬材商事(株)	津賀田
〃	松井 雄一	田中工具(株)	津賀田
〃	伊勢村 雄吾	千代田合成(株)	津賀田
〃	佐藤 正徳	オバナヤセメンテックス(株)	萩 山
〃	青山 耕士	(株)中部テプロ	萩 山
〃	花井 善崇	(株)ハナイタイト	円 上
〃	乃一 剛英	(株)乃一	円 上
〃	後藤 秀臣	日本パーツ機器(株)	円 上
〃	伊藤 友一	孟鋼鉄(株)	円 上
〃	眞保 明也	(資)眞保工務所	北 山
〃	渡邊 太一	エアコン工業(株)	北 山
〃	大久保 友嗣	(株)大久保工務店	北 山
〃	蜂谷 直樹	パイロットインキ(株)	桜 山
〃	山口 謙	建設ゴム(株)	桜 山
〃	水野 雅彦	(株)安田工務店	川名駒方
〃	大和 幹大	セントラル交通(株)	川名駒方
〃	菱田 豊	(株)菱源昼店	川名駒方
〃	村口 龍一	(有)スゲタ地所	天白中
〃	森 祥一	山勝(株)	天白中
〃	稲葉 純子	(株)富士化成工業所	南天白
〃	西尾 友志	名豊特殊鋼(株)	南天白
〃	江場 大二	(株)エバ	南天白
〃	加藤 巧	あいち尾東農業協東郷基幹支店	東 郷
〃	笠原 照基	曙螺子工業(株)	東 郷
〃	松島 章二	(株)松島	東 郷
〃	小芦 圭吾	マスプロ電工(株)	日 進
〃	山本 悦司	(株)山本工務店	日 進
〃	牧 秀次	あいち尾東農業協	日 進
〃	加藤 伸樹	日東工業(株)	長久手
〃	近藤 隆典	コンドーセイコー(株)	長久手
〃	川本 達也	あいち尾東農業協長久手基幹支店	長久手
〃	平岡 弘行	(公社)名古屋中村法人会	(外 部)

昭和税務署人事異動

新編成（幹部職員）敬称略
令和7年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長

小川 洋明



公益社団法人昭和法人会の
会員の皆様におかれましては、
ますます御清栄のこととお喜び申
上げます。

皆様には、平素から税務行政
に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申
上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋国税局査察部次長から
昭和税務署長を拝命いたしました小川洋明でございます。

前任の木下同様、よろしく願い申し上げます。

貴会は、昭和25年4月の発足以来、税知識の普及と納税意
識の高揚に大いに寄与され、会員のニーズに沿った税務研修会
の開催、演奏会及び講演会などの社会貢献活動のほか、次世
代を担う子供たちに向けた租税教室や絵はがきコンクールの実施
などに精力的に取り組み、税のオピニオンリーダーとして企業の
発展を支援するとともに、地域振興にも大きく貢献されてこれま
した。

これもひとえに、会長をはじめ役員の皆様や会員の皆様の御
尽力の賜物であります。心から敬意と感謝の意を表します。

また、令和4年4月に公益社団化され、これまで以上に社会的
信用を得て、公益性の高い魅力ある事業活動を通じて地域企
業及び社会の健全な発展に貢献されるものと期待するところで
あります。

私どもといたしましては、税務研修会への講師派遣や貴会が
開催する各種イベント、租税教育活動への参画など、積極的に
支援させていただき所存であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・
デジタル化の進展等により大きく変化しております。

こうした状況においても、国税当局といたしましては、引き続き
「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現す
る」という国税庁の使命を実現していくため、社会経済の変化に
柔軟に対応し、様々な課題に的確に対応していくことが重要であ
ると考えております。

国税当局におきましては、税務行政のデジタル・トランスフォー
メーションを更に前に進めるため、「納税者の皆様の利便性の向
上」のほか、「事業者の皆様のデジタル化促進」に取り組むこと
としています。

税務行政のデジタル化と併せて、法人会をはじめとする関係
民間団体の皆様や関係省庁とも連携を図りながら、事業者の業
務のデジタル化を促す施策にも取り組み、社会全体のDX推進に
貢献していきたいと考えております。

今後とも、「税のオピニオンリーダー」として税務行政への変わ
らぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会のますますの
御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業のますますの御繁栄
を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



7月14日・小川署長へ御挨拶



筆頭副署長
小原 真也



副署長
小川 充記

役 職 名 氏 名 前 役 職

署 長	小川 洋明	査察部 次長
筆頭副署長（法人担当）	小原 真也	広島局 調査査察部 特別国税査察官
副署長（個人・資産担当）	小川 充記	国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐
副署長（総務・管運・徴収担当）	服部 美帆	関署 総務課長
特別国税徴収官（管運）	伊藤 直樹	（留任）
特別国税徴収官（徴収）	長江 良	総務部 税務相談室 主任相談官
筆頭特別国税調査官（所得）	柳 景一	名古屋中署 特官（所）
筆頭特別国税調査官（資産）	吉田 剛	（留任）
筆頭特別国税調査官（法人）	福田 正人	（留任）

（総務課）

総 務 課 長	大 釋 高 士	豊橋署 総務課長
総 務 課 長 補 佐	港 由 規	（留任）
総 務 係 長	本 田 和 也	昭和署 総務課 会計係長
会 計 係 長	橋 本 靖 子	調査部 特官付

（管理運営部門）

管理運営第一部門 統括国税徴収官	山 口 圭 祐	総務部 内部事務センター化PT 連調官
管理運営第二部門 統括国税徴収官	柴 田 誠	（留任）
管理運営第三部門 統括国税徴収官	宮 腰 昌 敏	小牧署 管理運営部門 連調官
管理運営第四部門 統括国税徴収官	松 岡 良 和	金沢局 福井署 徴収二部門 統括官
管理運営部門 連絡調整官	永 井 久	刈谷署 管理運営部門 総括上席

（徴収部門）

徴収部門 統括国税徴収官	長 尾 正 晴	（留任）
--------------	---------	------

（個人課税部門）

特別国税調査官（所得）	佐 野 新 二	査察部 査察二部門 統括官
特別国税調査官（所得）	早 川 政 志	（留任）
特別国税調査官（所得）	宮 田 博 一	岐阜北署 特別記帳指導官
特別国税調査官（所得）	角 田 高 司	岐阜南署 特官（所）
特別国税調査官（所得）	矢 賀 徹	小牧署 特官（所）
特別国税調査官（所得）	春 田 真 千 子	（留任）



副署長
服部 美帆



法人課税第一統括官
大場 徹也

役 職 名	氏 名	前 役 職
個人課税第一部門 統括国税調査官	堀 江 純	名古屋北署 個人課税第一部門 統括官
個人課税第二部門 統括国税調査官	早 川 誠	(留任)
個人課税第三部門 統括国税調査官	川 治 三 恵	名古屋中署 国際税務専門官(所)
個人課税第四部門 統括国税調査官	土 屋 み ゆ き	刈谷署 個人課税四部門 統括官
個人課税第五部門 統括国税調査官	岩 田 祥 孝	(留任)
個人課税第六部門 統括国税調査官	関 野 幹 夫	(留任)
個人課税部門 審理専門官	渡 邊 亮 吾	審判所 法規・審査部門 審査官
個人課税部門 連絡調整官	久 村 英	関署 個人課税一部門 総括上席

(資産課税部門)

特別国税調査官(資産)	安 井 賢 治	(留任)
特別国税調査官(資産)	横 内 悟	(留任)
資産課税第一部門 統括国税調査官	渡 辺 守 央	課税一部 機動課 実務指導専門官
資産課税第二部門 統括国税調査官	永 井 秀 憲	豊橋署 評価専門官
資産課税第三部門 統括国税調査官	藤 原 和 美	(留任)
資産課税部門 連絡調整官	藤 本 憲 資	総務部 会計課 決算係長

(法人課税部門)

特別国税調査官(法人)	熊 谷 益 良	新城署長
特別国税調査官(法人)	竹 内 友 信	岐阜南署 特官(法)
法人課税第一部門 統括国税調査官	大 場 徹 也	上野署 法人課税部門 統括官
法人課税第二部門 統括国税調査官	井 戸 良 輔	課税第二部 法人課税課 監理二係長
法人課税第三部門 統括国税調査官	林 秀 二	個人情報保護委員会 総務課
法人課税第四部門 統括国税調査官	松 野 努	熱田署 特官(法)付 連調官
法人課税第五部門 統括国税調査官	後 藤 祥 子	昭和署 法人課税部門 連調官
法人課税第六部門 統括国税調査官	森 香	(留任)
法人課税第七部門 統括国税調査官	水 越 智 子	(留任)
法人課税部門 審理専門官	牧 野 幸 男	(留任)
法人課税部門 連絡調整官	神 谷 匡 輝	高山署 法人課税一部門 上席

退任のご挨拶

前昭和税務署長
木 下 篤



公益社団法人昭和法人会の皆様方には、昨年7月に署長として着任以来、大変お世話になりました。

私はこの度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に税務行政の第一線から退くことになりました。短い期間ではありましたがその間、温かい御支援、御協力を賜り、円滑な税務行政の推進を図ることができましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

昭和62年4月に名古屋国税局に採用され、同年6月に岡崎税務署に赴任して以来、様々な仕事を経験させていただき、多くの方々との出会いが胸に焼き付いております。その中でもとりわけ最後の勤務地となりました昭和税務署での勤務は、私にとりまして感慨深いものであり、最後の1年間を昭和法人会の皆様方とお付き合いさせていただけたことは、大変光栄に感じております。

この1年間皆様方には、良き経営者を目指す者の団体として、税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただきました。税務・企業経営に関する研修会の開催、児童・生徒への租税教室への講師派遣、税に関する絵葉書コンクール作品募集など、皆様方からいただきました多くの税務支援に、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、国税当局では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションとして、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務手続きのオンライン化による利便性の向上や、相談対応・情報発信の改善などを進めています。

また、税務行政のデジタル化と併せて、事業者の皆様へのデジタル化促進に取り組むこととしております。取引・会計・税務といった事業者の一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されます。

法人会をはじめとする関係民間団体の皆様や関係省庁とも連携を図りながら、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組み、社会全体のDX推進に貢献していきたいと考えておりますので、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人昭和法人会の益々の御発展と、会員皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を、心から祈念いたしまして、私の退任のご挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。



7月7日・木下前署長へ御挨拶

新署長インタビュー

INTERVIEW

●令和7年8月5日(火) 昭和税務署 署長室



新署長 小川 洋明 氏

〈プロフィール〉

小川 洋明 (おがわ ひろあき)

生年月日 昭和40年8月4日生(60歳)

出身地 岐阜県

職 歴

昭和63年4月 名古屋国税局採用

平成28年7月 静岡税務署 副署長

平成30年7月 豊田税務署 筆頭特別国税調査官(法人調査担当)

令和 元年7月 名古屋国税局 査察部 査察第二部門 統括国税査察官

令和 3年7月 名古屋国税局 査察部 査察総括第一課長

令和 4年7月 岡崎税務署長

令和 5年7月 名古屋国税局 査察部 次長

令和 7年7月 昭和税務署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。 幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

名古屋市熱田区に生まれ10歳まで過ごしていました。その後、岐阜県に転居し、現在は岐阜市に妻と2人で住んでいます。子供は2人で、すでに独立して大阪府と神奈川県に住んでいます。

趣味は旅行です。大学時代はワンダーフォーゲル部に所属して山登りに没頭し、卒業旅行ではヨーロッパ11ヶ国を回るなど、旅行の魅力にのめり込みました。職場に入ってから、機会あるごとに同僚や家族と海外旅行や国内旅行をして楽しんでいます。

2 昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署の勤務は初めてで、知識としては乏しいのですが、税に関しては申告所得税額や相続税額の納付額が多い署という印象です。また、管内には大学が多いので教育に熱心な地域で、若者の活気があり、おしゃれな街があるイメージもあります。無知を実感していますので、管内の歴史をたどりながら地域性を勉強したいと思います。

3 これまで多くの要職を勤められておりますが、この度、 昭和署長として着任され、署長として心掛けられている ことや抱負などをお聞かせください。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすという原点に立ち返り、「納税者サービスの充実」と「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を目指したいと思っています。

具体的には、納税者の方には親切・丁寧に対応するとともに、誤りのない適正な事務処理を行うことを徹底したいと思います。

また、調査・徴収事務においては、不公平が生じないように的確に実施していきたいと思っています。

4 本事務年度の税務行政の運営に当たって、重要な 課題はどのようなことでしょうか。

納税者サービスの充実を図る取組の一つとして、e-Tax(国税電子申告・納税システム)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」、キャッシュレス納付など、デジタル技術を活用した申告・納税手段の充実を強く推進してまいります。法人会の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特に、本事務年度はキャッシュレス納付のうち、納付機会の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の利用勧奨に積極的に取り組みますので、是非ご検討のほどよろしくお願いします。

5 過去に印象に残ったお仕事や勤務地などがありますか。

査察部での勤務には思い入れがあります。

税務職員を目指したきっかけは、学生の時に見た映画「マルサの女」でした。職場に入ってからというものマルサで仕事をしたいと思いつつ、月日は流れ、結局、



インタビューの様子



訪問した広報委員と女性部会員

〈後列・右から〉

広報副委員長 神谷 陽志
 広報委員 後藤 秀臣
 、 横井 直己
 広報委員長 吉田 英晃
 女性部会長 川村 貴子
 女性部会副会長 田中 智香子

査察部に配属になったのは入庁31年目でした。

それまでは主に法人税の調査を担当する部署が長かったのですが、実際に査察官として仕事をしてみると、調査の手法は類似していますが、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及するという点や刑事手続きに準ずるという手続き面など、調査の過程で異なるところが多々ありました。査察部は、国税組織の中でも特殊な部署であると実感するとともに、新鮮さと充実感を持って仕事をすることができました。

6 若い職員が多いとお聞きしますが、どのようなご指導をされますか。

若手職員に対しては、税務職員としての使命感や倫理観、そしてチーム（組織）としての自覚を育む指導を徹底し、税のプロフェッショナルとしての知識や技術的な能力の向上に向けた研修等を計画的に行っていきます。

また、若手職員には主体性や自己研さんを促すとともに、指導者には若手育成を最重要課題と認識し、一人ひとりの性格、長所と短所、事務の習得状況等をよく分析しながら、どのように育成することがその若手職員に適合するのか、効果的なのかを考えた指導を行っていきたいと思います。

7 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

座右の銘は「日進月歩」です。小さなことでも何か目標を決めて、日々新しいことや目標達成のために行動し、少しでも前進できるよう心掛けています。

また、昭和税務署勤務に際し、新たに「和顔愛語」の心を忘れず、相手への敬意と配慮を持って、穏やかな表情と思いやりのある言葉遣いに心掛けたいと思います。

8 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、良き経営者を目指す団体として、税知識の普及を目的とした研修会の開催、税に関する絵はがきコンクールや租税教室への講師派遣などの租税教育活動、演奏会や講演会の開催による

地域社会への貢献活動など、広く公共の利益に資する事業にも積極的に取り組んでこられたことに深く敬意を表するとともに、地域企業や地域社会の発展へのご活躍に心よりご期待申し上げます。

また、これまで築いてこられた昭和法人会と昭和税務署との信頼関係をより一層発展したいと思っておりますので、今後とも引き続きのご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

9 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

日頃より、税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会会員の皆様には、税に関する研修会、次世代を担う児童に対する租税教室等を通じて、社会の健全な発展や納税意識の高揚と税の知識の普及啓蒙に大きく寄与され、その真摯な取り組み姿勢に、心から敬意を表する次第です。

税務署といたしましても、法人会会員の皆様と力を合わせ、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に努めてまいります。今後とも、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



新筆頭副署長インタビュー

●令和7年8月5日(火) 筆頭副署長室

INTERVIEW



新筆頭副署長 小原 真也 氏

〈プロフィール〉

小原 真也 (おはら しんや)

職 歴

平成 3年 4月 広島国税局採用
平成23年 7月 広島国税局 課税第二部 法人課税課 監理第三係長
平成25年 7月 呉税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
平成27年 7月 広島国税局 調査査察部 査察第一部門 主査
平成29年 7月 尾道税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
平成30年 7月 下関税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
令和 元年 7月 児島税務署 総務課長
令和 2年 7月 広島国税局 課税第二部 消費税課 課長補佐
令和 4年 7月 広島西税務署 総務課長
令和 5年 7月 広島国税局 調査査察部 特別国税査察官
令和 7年 7月 昭和税務署 筆頭副署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。 幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしょうか。

出身は鳥取県鳥取市で、高校卒業まで過ごしました。鳥取といえば、「鳥取砂丘」が有名ですが、海の幸・山の幸も豊富で自然豊かなところですよ。

家族は妻と子供2人の4人家族です。私は名古屋市内に単身赴任、妻と次男は広島市に、長男は就学中のため福岡市に住んでいます。

趣味は、これといったものはないのですが、経歴のとおり、広島国税局から異動してきましたので、名古屋国税局管内の勤務は初めてとなります。せっかくの機会ですので、各所の街ブラや各地の名所・名跡などを巡ってみたいです。

2 着任され、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和税務署は、名古屋市内の税務署では、面積が一番大きい署ということで、管内中心部は住宅街・商店

街が立ち並び、管内西部は事業所や工場が立地する工業地区、管内東部には農地や樹林地が多く、緑豊かな自然が広がっているなど様々な側面を持っている署という印象です。

3 昭和税務署で勤務する上での抱負などがありますか。

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」を果たすため、職員それぞれの職責があります。それを円滑に遂行するために、職員全員が一体感を持って仕事ができるよう、コミュニケーションを図りながら仕事をしていきたいです。

4 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

これまで様々な仕事に携わり、その時々には印象に残る仕事はあるのですが、初めて配属された鳥取県の米子税務署で、法人税調査担当になり、上司・先輩から厳しくも愛のある指導を受けながら仕事を覚えていきました。そこで調査の基本が身に付き、その後の仕事にも生かされていると感じます。

仕事だけではなく、プライベートでもお世話になり、楽しく過ごしたことも思い出深いです。

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

座右の銘は特にありませんが、仕事においては、何事も「基本に忠実」が大切であると思っています。税務を取り巻く環境は時代とともに変化していますが、それに対応しつつも基本をおろそかにしないよう心掛けています。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでおられます。

こうした法人会の活動は、税務行政に携わる我々だけでは、決して成し得ないものであり、誠に心強いものと、改めまして神藤会長をはじめとする役員の方々、並びに会員の皆様のご尽力、ご熱意に対し心から御礼を申し上げますとともに、引き続きのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

新法人課税第一統括官インタビュー

●令和7年8月5日(火) 昭和解務署 事務室

INTERVIEW



新法人課税第一部門 統括国税調査官 大場 徹也 氏

〈プロフィール〉

大場 徹也 (おおば てつや)

職 歴

平成14年 4月 名古屋国税局採用
平成29年 7月 名古屋国税局 調査部 広域情報管理課 広域情報管理係長
平成30年 7月 名古屋国税局 総務部 会計課 総務係長
令和 2年 7月 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
令和 3年 7月 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第二課 主査
令和 4年 7月 名古屋国税局 課税第二部 統括国税実査官付 主査
令和 5年 7月 名古屋国税局 課税第一部 統括国税実査官
(消費税等担当) 付消費税専門官
令和 6年 7月 上野税務署 法人課税部門 統括国税調査官
令和 7年 7月 昭和解務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 (現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしょうか。

出身は愛知県春日井市で、現在も春日井市内で妻と子供3人で暮らしています。一番下の子供が5歳の男の子で、休日は一緒に遊ぶことが最近の日課です。趣味は体を動かすことが好きで、特に3歳から始めている水泳は健康のため現在も続けています。学生時代は勉強をした記憶はほとんどなく、毎日プールにいた記憶しかありません。現在は、仲間で作ったマスターズチームに所属しており、年に数回は大会にも出場しています。前任地の三重県にある上野税務署では単身赴任でしたので、思う存分トレーニングができると期待していましたが、三重県伊賀市には残念ながらプールが無く、悲しい思いをしていました。

2 着任され、昭和解務署や管内の印象はいかがですか。

昭和解務署の勤務は初めてですが、とにかく職員が多いという印象です。前任地の上野税務署は管内でも小規

模な署でしたので、毎日圧倒されています。

管内の印象は、丘陵地区に広がる閑静な住宅街と、多くの大学などがあるため若者を見掛けることが多く、活気があり、魅力的な地域だと感じています。

3 昭和解務署で勤務する上での抱負などがありますか。

若手職員が多くいる署ですので、若手育成に力を入れていきたいと考えています。指導する立場としては、具体的に分かりやすく指示することを心掛けています。また、若手職員から多くの意見が出てくるような「明るく風通しの良い職場」環境を作っていきます。

4 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

国税局の勤務経験が長く、大規模法人を所掌している調査部や複雑困難な調査を担当する課税第二部資料調査課など、様々な部署を経験させていただき、それぞれに印象深いものがありますが、一番はやはり前任地であります上野税務署での経験です。仕事はもちろんですが、初めての単身赴任ということで不安で夜も眠れなくなったことが懐かしく思い出されます。

人事異動予告の際、上野税務署と告げられましたが、正直どこか分からず地図で場所を調べたくらいでした。そんなスタートでしたが、住めば都という言葉のとおり、今や伊賀に魅了されています。伊賀牛・伊賀米・伊賀酒などおいしいものがたくさんありましたので、少し寂しくも感じています。

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

「一歩先二歩先を見て行動する」。これは幼少期より父親から常に言われていた言葉であります。職場に入ってから、常に次の行動を意識して何事も取り組むようにしており、結果スケジュール感を持って仕事することができていると実感していますので、今では父親に感謝しています。

6 昭和解法人会に期待されることはありますか。

昭和解法人会におかれましては、活動の基本方針として正しい税知識の普及や納税意識の高揚を掲げ、租税教育事業や地域社会への貢献事業を行っていただき、誠にありがとうございます。

今後も地域社会に貢献する事業活動を展開されると思っていますので、私も微力ながら昭和解法人会の皆様の活躍のお手伝いをさせていただきたいと思っております。

■ 第4回通常総会

令和7年4月22日(火) メルパルク名古屋

昭和法人会青年部会は、4月22日(火)、メルパルク名古屋にて「第4回通常総会」を開催しました。

総部会員数65名のうち、参加者56名(うち委任状21名)で、総会は無効に成立しました。

冒頭、江場青年部会長が挨拶し、部会長としての2年間を振り返るとともに、無事部会長を務め上げることができたのは、部会員の皆様の御協力のおかげと感謝の意を述べられるとともに、今後の青年部会に対する熱い思いを述べられました。

議案の審議では、江場部会長が議長となり、第1号議案「青年部会会則改正(案)」、第2号議案「令和6年度事業報告」、第3号議案「令和6年度決算」、第4号議案「令和7年度事業計画(案)」、第5号議案「令和7年度予算(案)」、第6号議案「役員選任(案)」がそれぞれ上程され、いずれも満場一致にて承認可決されました。

今年度は役員改選の年であり、新部会長に、昭和法人会青年部会初の女性部会長として、川崎 諾氏が就任されました。川崎新部会長は、挨拶の中で、自らの名前にちなんで、鳥のツグミ(渡り鳥)の編隊飛行を例えに、助け合い、情熱と行動力をもって新しいことに力を発揮したい。また、歴代部会長が育んだ青年部会に、女性としてのエキスを注ぎながら前に進んでいきたいと抱負を述べられました。

総会閉会后、この総会にて卒業される5名の方に記念品を贈呈し、総会の幕を閉じました。

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己



挨拶を述べる江場青年部会長



初の女性青年部会長へのバトンタッチ

■ 拡大推進教養講座

令和7年1月28日(火) 名古屋クレストンホテル

●講師／I S コラボレーション代表 松本 進氏

●演題／『恐怖を力に変えられたら人生どう変わるか?』

1月28日(火)、名古屋クレストンホテルにおいて、御来賓として、昭和税務署より副署長 成瀬洋平様、法人課税第一部門統括官 山本裕司様、本会より青年部会担当副会長 吉田英晃様をお迎えし、青年部会拡大推進教養講座を開催しました。

今回の講演会は、I S コラボレーション代表の松本 進様をお迎えし、「恐怖を力に変えられたら人生どう変わるか?」と題してご講演いただき、今後の経営に活かすことができる大変貴重な講演会となりました。

講演会後の意見交換会では、本年度の新規入会者と10名もの入会予定者が紹介され、青年部会の活動をより分かりやすく理解していただくために、青年部会紹介VTRを披露しました。また、新規入会者や入会予定者とも和み、有意義な時間を過ごすことができました。

副部会長(広報・渉外担当) 横井 直己



挨拶を述べる江場青年部会長



講師の松本進氏

■ 租税教室

令和7年5月29日(木)	瑞穂区	御劔小学校	(講師;黒宮 淳司・森 圭介)
令和7年6月3日(火)	昭和区	広路小学校	(講師;菱田 豊)
令和7年6月5日(木)	瑞穂区	堀田小学校	(講師;各川 拓真)
令和7年6月13日(金)	昭和区	八事小学校	(講師;菱田 豊)
令和7年6月17日(火)	瑞穂区	井戸田小学校	(講師;各川 拓真)
令和7年7月3日(木)	瑞穂区	高田小学校	(講師;黒宮 淳司)
令和7年7月11日(金)	昭和区	村雲小学校	(講師;岡村 将和・森 圭介)



御劔小学校での租税教室の様子



講師の森圭介氏

毎年、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室を行っています。この活動は青年部会員が講師となり管内の小学校に伺い、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために実施しており、今年度は、前年度を上回る合計7校で13コマ405名を対象として開催しました。

講師として派遣される青年部会員は、事前に税務署が主催する講師養成研修を受講するとともに、初めて講師を担う部会員もいるため、模擬授業を実施して、既に講師をした経験のある部会員からアドバイスをするなど、しっかり準備をして臨んでおり、前年度に租税教室を実施した学校の教諭から、同じ講師を派遣してほしいと要

望があるなど、その成果が表れています。

授業を受けた児童らは、皆、真剣な眼差しで講師の話を聞いてくれており、授業の中で1億円分に相当する約10キログラムの模造札束を抱えてみるコーナーも設け、児童たちは「税の重み」を実感していました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようになることを目標に、租税教育活動に励んでいます。

副部会長（広報・渉外担当） 横井 直己

■ 昭和法人会親睦ゴルフコンペ

令和7年6月21日(土) 鈴鹿カンツリークラブ

令和7年6月21日(土) 鈴鹿カンツリークラブにて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催いたしました。

本会役員の方々やOB会員の先輩方、また、本年入会された部会員にもご参加いただき、昨年を上回る総勢24名のエントリーとなりました。快晴のもとで非常に暑い中、最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となりました。結果は、4月の通常総会で青年部会を卒業されOB部会員となられた(株)山金ポンプ製作所の米本卓弘さんが優勝されました。

来年も、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

副部会長（広報・渉外担当） 横井 直己



恒例の親睦ゴルフコンペ

■ 第4回通常総会

令和7年4月25日(金) メルパルク名古屋



挨拶を述べる山本女性部会長



木下署長による記念講演会

4月25日(金)、メルパルク名古屋にて「第4回通常総会」を開催しました。

総部会員数29名のうち、参加者22名(うち委任状11名)で、総会は無効に成立しました。

冒頭、山本女性部会長が挨拶し、令和6年度は、全ての行事が計画どおり無事開催でき、令和7年度は、新しい風を吹き込み、より親しみやすく、そして、楽しく参加できる女性部会を目指していくと抱負を述べました。

議案の審議では、山本部会長が議長となり、第1号議案「女性部会会則改正(案)承認の件」、第2号議案「令和6年度事業報告及び収支決算承認の件」、第3号議案「令和7年度事業計画(案)及び予算(案)承認の件」、第4号議案「役員選任(案)承認の件」

がそれぞれ上程され、いずれも満場一致にて承認可決されました。

また、本会からは伊藤会長に御挨拶を、来賓として昭和税務署長 木下 篤様から御祝辞をいただき、総会に花を添えていただきました。

続いて、昭和税務署長 木下 篤様による総会記念講演会を行いました。

木下署長様は、「続・税を巡る最近のトピックス」というテーマでお話しされました。

とても興味深く、タイムリーな、素晴らしいお話を拝聴しまして、もっと税について興味深く見ていこうという気持ちになりましたし、税は、とても奥が深いということも、よく分かりました。

■ 7月例会「税務研修会」

令和7年7月30日(水) 和菜SALOON ガス燈

7月30日(水)、7月例会として「税務研修会」を和菜SALOON ガス燈にて開催しました。

「税務研修会」の講師として、7月10日に新しく昭和税務署の法人課税第一統括官として就任された大場徹也様をお迎えして、「誤りやすい税務処理事例」と題してご講演いただきました。

大場統括官様には、定期人事異動後の大変お忙しい中、お越しいただきました。プロフィールなどを含めた自己紹介をされた後、国税の職場でいろいろなお仕事をされてきた大場統括官様の経験から、税務に関する処理の中で、誤りやすい事例を挙げながら具体的に分かりやすく説明していただきました。短い時間ではありましたが、部会員からは今後の税務処理について、間違いのない処理をしていきたいという声が多々上がっていました。



税務研修会の様子



講師の法人第一統括官 大場氏

■ バス研修見学会

令和7年5月19日(月) 奈良・法相宗大本山薬師寺の特別拝観
倭膳たまゆらでの創作和食ランチ&中村専務理事の出張税務講座

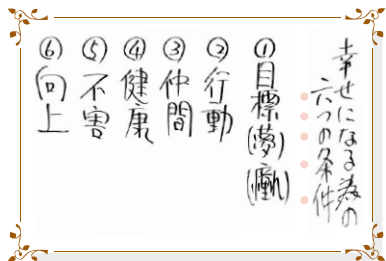
5月19日(月)、バス研修見学会を開催しました。一般参加者26名を含め、40名が参加しました。

今回は、昨年10月の「講演会と演奏会」で御講演をいただいた、奈良・薬師寺の執事長・大谷徹契師との「御縁」があり、「奈良・法相宗大本山薬師寺の特別拝観と倭膳たまゆらでの創作和食ランチ&中村専務理事の出張税務講座」としてバス研修見学会を開催しました。



大谷師の説明を聞く参加者

薬師寺の特別拝観では、まず、大谷徹契師の法話をいただきました。大谷師の素晴らしいお話をお聞きし、10月の御講演を思い出しました。法話の中では、幸せになるための6つの条件を御教授いただき、最後に「あなたは正しいでも絶対じゃないよ」というお言葉を頂戴しました。大谷師からいただいたお言葉を今後に生かしていこうと決意しました。



御本尊に全員で拝礼

その後、お写経を体験しました。初めて挑戦する人も多くいましたが、短い時間で悪戦苦闘しながらも何とか書き上げ奉納してきました。写経を終えた部会員からは、心が洗われた気分で爽やかな気持ちになったとの声が上がりました。

また、車中では中村専務理事の税務研修を実施し、「森林環境税」や「石油ガス税」、更には、来年度から導入される「防衛特別法人税」などについて、研修していただきました。あまりなじみのない税金の話でしたので、税法の奥深さをしみじみ感じましたし、これからは法人会の研修会で勉強していこうと気持ちを新たにしました。

過去のバス研修見学会で雨に降られたことのない女性部会。やはり、今年も文句のつけようのない晴天の過ごしやすい一日で、部会員間の親睦も深まり、充実したバス研修見学会となりました。



東塔の前で大谷師と

初級簿記教室

●令和7年6月11日(水)～8月5日(火)

9回講座

●中小企業振興会館

●講師／公認会計士・税理士 浅岡篤史 氏
税理士 若月康代 氏

6月11日(水)に「第44回初級簿記教室」を中小企業振興会館にて開講しました。この簿記教室は、6月11日(水)から8月5日(火)までの間に、延べ9回の講座で、本年度は15名が参加しました。

この事業は、長年、昭和法人会主催で実施している社会貢献事業で、会員以外の一般の方も対象に参加を募っており、新たに経理担当になられた方や簿記の基本を習得したい方を対象に、毎年開講している伝統ある行事です。

本年も、公認会計士・税理士の浅岡篤史氏と税理士の若月康代氏に講師をお願いし、「複式簿記の原理と伝票会計の基礎実務」をテーマに、日商簿記ゼミ3級のテキストを基に分かりやすく説明をしていただきました。

この研修の参加者は、日本商工会議所簿記検定3級の合格を目指し、電卓とペンを片手に熱心に受講されていました。



講師の公認会計士・税理士 浅岡篤史氏



講師の税理士 若月康代氏

初任者のための税務研修会

●令和7年6月13日(金)

●中小企業振興会館

●講師／社会保険労務士 目方敏広 氏

昭和税務署 法人課税第七部門
上席国税調査官 太刀川正則 氏

6月13日(金)、中小企業振興会館にて、会社になんて入社された方や初めて経理事務や給与関係事務を担当された方などを対象に、源泉徴収事務や健康保険などの労務管理の基礎を学んでいたため税務研修会を開催し、34名の方が受講されました。

この研修会は、給与から天引きされる源泉所得税の仕組みや健康保険などの労務管理の基礎知識について、実務事例を紹介しながらの研修で、これまで税法や労務管理に関する接点の少ない方々が受講されている研修会です。

講師には、昭和税務署の源泉所得税の担当官及び社会保険労務士の目方敏広氏にお願いしました。

参加者は、各種事務の初任者であることから、講師の説明を真剣な眼差しで拝聴し、メモを取りながら熱心に受講されていました。



講師の社会保険労務士 目方敏広氏



講師の昭和税務署 太刀川上席

「令和7年度税制改正の実務ポイント」 税務研修会

- 令和7年6月18日(水)～20日(金)
- 昭和ビル9階大ホール
- 講師／税理士法人 名南経営
理事長・税理士 安藤教嗣 氏

6月18日(水)から20日(金)の3日間、名古屋中法人会及び千種法人会と共催の「令和7年度税制改正の実務ポイント」税務研修会を昭和ビル9階大ホールにて開催したところ、昨年を上回る308名(昭和法人会からは38名)の方が受講しました。

研修会では、令和7年度の税制改正のポイントを講師の税理士法人名南経営の理事長・安藤教嗣税理士がオリジナルテキストに基づき、税制改正の背景を含め、改正のポイントを中心に分かりやすく説明していただきました。

経理などの実務を担当されている受講者の皆さんは、真剣な眼差しで講師の説明を聞いていました。各税法は毎年改正されていますが、税制改正に後れをとらないように、この研修がその一助となれば幸いです。



研修会の様子



講師の安藤税理士

新設法人説明会

- 令和6年6月27日(金)
- 中小企業振興会館
- 講師／昭和税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 広瀬達大 氏

6月27日(金)、昭和税務署と共催して新たに会社を設立(起業)された方を対象に、「新設法人説明会」を中小企業振興会館にて開催しました。

今回は、令和6年1月から12月までの1年間に設立された会社にご案内を差し上げたところ、36社から37名の方の参加があり、参加された方々は、「法人税」「消費税」「源泉所得税」「印紙税」など入門編ではありますが、会社の運営に密接に関わることから、講師を務めた昭和税務署担当官の話に真剣に耳を傾けていました。

講義終了後には、講師に質問の列ができるなど税金に対する関心の高さが表れていました。

また、共催した昭和法人会も資料提供のほか、法人会加入のメリットを詳しく説明し、入会のご案内を行うなど有意義な説明会となりました。



説明会の様子



講師の昭和税務署 広瀬上席

市内9法人会合同講演会

- 令和7年1月29日(水)／Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホール
- 講師／俳優 高橋英樹 氏
- 演題／「人が居て、私が居る。」

1月29日(水)、名古屋市内9法人会合同の講演会をNiterra日本特殊陶業市民会館フォレストホールにて開催しました。

講師にドラマや映画でおなじみの俳優・高橋英樹氏をお迎えし、久しぶりに1,000名を超える集客(全体で1,073名(内昭和法人会152名))で、活気のある有意義な講演会でした。



確定申告期の街広報活動

- 令和7年2月18日(火)・19日(水)
- 昭和税務署管内一円

青年部会では、2月18日(火)の午後及び19日(水)の終日、税務連絡協議会が主催している広報車による街広報活動を管内一円にわたり実施しました。

この広報活動は、所得税等の確定申告時期を迎え、申告期限の周知と早期提出、さらには期限内納付を管内の納税者に呼び掛けるために実施しているものです。

担当した部会員は、緊張した面持ちで安全運転を肝に銘じ、それぞれの担当地域をいかに効率的に巡回するかを考慮しながら街広報活動を行いました。拡声器から流れる音声により、期限内申告と期限内納付の一助になったものと思います。



担当の青年部会員



街広報に出発

愛知ブロック連絡協議会講演会

- 令和7年2月14日(金)／日進市商工会館
- 講師／(株)ohanaFITNESS 代表取締役 田中智香子 氏
- 演題／「カラダの仕組みを学んで椅子に座ってカラダを動かしてみよう ～肩こり・腰痛・姿勢改善～」

昭和法人会愛知ブロック連絡協議会(日進支部主管)では、2月14日(金)、(株)ohanaFITNESS 代表取締役 田中智香子氏をお迎えして、日進市商工会館2階大ホールにて講演会を開催しました。

講演会は、「カラダの仕組みを学んで椅子に座ってカラダを動かしてみよう～肩こり・腰痛・姿勢改善～」と題してご講演いただきました。

参加者全員が講師の指導の下、簡単な運動を体験するなど、肩こりや腰痛、更には姿勢の改善まで簡単な運動で改善・維持ができることが分かり、価値ある講演会となりました。また、健康長寿であるために、とても参考となるお話で、最後まで大変興味深くお聞きすることができました。

この講演会の後、木下昭和税務署長から確定申告期間の直前でもあることから、確定申告における留意事項について、ご説明いただきました。早期提出とキャッシュレス納付の重要性について改めて理解しました。



講師の田中智香子氏



講師の木下署長

第13回支部合同狂言鑑賞会

- 令和7年2月15日(土)／名古屋能楽堂
- 出演者／和泉流 野村派 野村又三郎一門
- 演 目／お話「鑑賞の手引き」・狂言「貰聲」・狂言「節分」

今回で13回目となる恒例の「狂言鑑賞会」を、汐路・田光・津賀田・瑞穂ヶ丘・萩山・円上・北山・川名駒方の8支部が合同で、地域社会貢献事業として企画し、「名古屋能楽堂」にて開催しました。

出演者は、和泉流十四世 野村又三郎氏をはじめ、松田高義氏、野口隆行氏、奥津健太郎氏、藤波徹氏、野村信朗氏をお迎えしました。参加者は、主催支部をはじめ主催支部以外の支部の会員や一般の方も多く来場し、前年度を大きく上回る総勢309名が集まる盛況ぶりでした。

冒頭に主催支部を代表して瑞穂ヶ丘支部の浅井啓介支部長(アサイコーポレーション(株))の開会の挨拶に続き、野村又三郎氏から狂言の由来や本年の演目についてお話しいただきました。

狂言「貰聲」(もらいむこ)と狂言「節分」(せつぶん)を上演していただき、ユネスコの無形文化遺産である「狂言」を堪能しました。

今年度は、開催場所である名古屋能楽堂が工事のため8月に使用できなかったことから、やむを得ず、年明けの2月開催としましたが、300名を超える方に参加していただき、地域社会貢献事業としての役割を果たせたと実感しています。

今年度の「第14回支部合同狂言鑑賞会」は、2月21日(土)に開催予定ですので、是非、多くの皆様にご来場いただきたいと思います。

(詳細は21ページのご案内をご覧ください。)



狂言「貰聲」の一場面



狂言「節分」の一場面

《ご案内》

令和7年度 女性部会・社会貢献事業 「プレミアムコンサート」のご案内

女性部会では、毎年恒例の社会貢献事業「プレミアムコンサート」を開催します。

今年度は、演奏会のみとし会場も変更いたしました。

会員以外の方も参加できます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月22日(水) 13時30分開演
●開催場所 昭和 cultura 小劇場 (昭和区花見通1-41-2)
●出演者 第1部 -----

【透音舞】

(出演)：いちご(演奏家)
麻代 (舞踏家)

【新人演奏】

(出演)：尾関 蓮 (クラリネット)
小松さくら (ピアノ)

第2部

【マリンバ】

(出演)：栗原 幸江／高藤 摩紀／スカルサクラ

- 定員 300名
- 参加費 無料

[illegible]

「プレミアムコンサート」のご案内

名古屋市内3ブロック 「経営講演会と税務研修会」 のご案内

名古屋市內3ブロック（昭和・瑞穂・天白）連絡協議会では、「経営講演会と税務研修会」を開催します。

会員以外の方も参加できます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月27日(月) 14時00分開演
●開催場所 熱田神宮会館(熱田区神宮1-1-1)
●出演者 第1部「経営講演会」

演 題 「米中対立と謀議で揺れる世界」

講師 ジャーナリスト
富坂 聡氏

第2部「税務研修会」

演 題 「消費税不正還付について」

講 師 昭和税務署
法人課税第一統括官
大場 徹也 氏

- 参加費 無料

名古屋市内3ブロック主催 経営講演会と税務研修会のご案内

【演題】 米中対立と謀議で揺れる世界

◆◆ 講師ご紹介 ◆◆

ジャーナリスト 富坂 聡 (とみさか さとし)氏

<プロフィール>

1964年、愛知県に生まれる。

早稲田大学文学部中退。ジャーナリスト。

北京大学中文系中退、『週刊ポスト』、『週刊文芸』記者を経て独立。1994年、第一回21世紀国際ノンフィクション大賞（現在の小学館ノンフィクション大賞）優秀作を『龍の伝人』で受賞。

著書には『中国の地下経済』『中国人経済生活の現場』（ともに文春新書）、「中国でメーの正体」（PHPビジネス新書）、「習近平と中国の経路」（角川SSS新書）、「龍魂に込められた対中戦略」（新人物往来社）、「中国という大舞台」（新田文男）、「中国の真顔」（角川Onuma文庫21）などがある。12月上旬にトランプ大統領の演説を受けて『トランプVS中国』（角川書店）を出版。続いて、『中国がいつまでもたっても崩壊しない7つの理由』、『反中中国論』（ビジネス社）がある。

日時

令和7年10月27日（月）14:00～16:00

参加
無料

第一部 14:00～15:30 経営講演会

「米中対立と謀議で揺れる世界」

ジャーナリスト 富坂 聡氏

第二部 15:30～16:00 税務研修会

「消費税不正還付について」

昭和税務署 法人課第一統括官 大場 敏也氏

場所

熱田神宮会館 名古屋市熱田区神宮1-1-1

申込方法

表面の参加申込書をご記入の上、FAXにてお申込みください

公益社団法人

昭和法人会

TEL 052-882-9677

「富坂聰氏 講演会」のご案内

《ご案内》

「狂言鑑賞会」の ご案内

8支部合同行事の第14回「狂言鑑賞会」は、前年度は名古屋能楽堂の修復工事のため、2月開催としました。

今年度も以下のとおり2月に開催予定ですので、お知らせします。

演目は、チラシ及び当会ホームページにてご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

- 開催日時／令和8年2月21日(土)
- 開催場所／名古屋能楽堂(中区三の丸1-1-1)
- 出演者／和泉流 十四世野村又三郎一門
- 参加費／無料(会員以外の方の参加もできます)



狂言「二人大名」の一場面



狂言「節分」の一場面

昭和法人会 当面の行事予定

令和7年 9月～12月

9月29日(月)	青年部会 第1回税務研修会
17:00～	名古屋市中小企業振興会館
10月6日(月)	青年部会・親睦ボウリング大会
18:00～	ラウンドワン千種店
10月16日(木)	【全法連】第41回全国大会(高知大会)
14:00～	高知県民文化ホール
10月22日(水)	【東海法連】東海法連大会事前打合せ会
(未定)	AMMNATビル
10月22日(水)	女性部会・プレミアムコンサート
13:30～	昭和 문화小劇場
10月23日(木)	広報委員会
12:30～	事務局
10月24日(金)	【県連】青連協 創立40周年記念式典
16:00～	名古屋東急ホテル
10月26日(日)	昭和区区民まつり
終日	鶴舞公園
10月26日(日)	天白区区民まつり
終日	天白公園
10月27日(月)	市内ブロック合同・経営講演会&税務研修会
14:00～	熱田神宮会館
10月29日(水)	大規模法人部会 合同講演会・研修会
14:00～	熱田神宮会館
11月9日(日)	税に関する作品合同表彰式
10:30～	イオン八事(G.G.モール)
11月9日(日)	「税を考える週間」街頭広報
10:00～	イオン八事周辺

11月8日(土)～9日(日)	税に関する作品掲示
終日	イオン八事3階
11月10日(月)	納税表彰式
14:30～	熱田神宮会館
11月10日(月)	【県連】女連協情報交換会
14:00～	名鉄グランドホテル
11月11日(火)	【県連】岐阜・愛知・静岡3県横断税務広報
終日	岐阜・名古屋・豊橋・静岡駅
11月14日(金)	正副会長会
14:30～	メルパルク名古屋
11月14日(金)	役員等総集会
15:15～	メルパルク名古屋
11月14日(金)	役員等総集会「税を考える週間」記念 税務署長講演会
15:45～	メルパルク名古屋
11月20日(木)～22日(土)	【全法連】全国青年の集い(山梨大会)
終日	YCC県民文化ホール・アイメッセ山梨
11月20日(木)	決算期別説明会(10～12月決算法人)
14:00～	名古屋市中小企業振興会館
11月21日(金)	「年末調整等の実務のポイント」税務研修会
10:20～・13:30～	名古屋市中小企業振興会館
11月29日(土)	瑞穂区区民まつり(協賛のみ)
終日	パロマ瑞穂野球場前駐車場及び南児公園
12月1日(月)	【県連】税制講演会
14:30～	名鉄グランドホテル
12月9日(火)	【県連】運営研究会
(未定)	名古屋東急ホテル

(ご注意) 今後、計画した行事を変更または中止する場合がありますのでご了承願います。

源泉所得税の改正のあらまし

令和7年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

- 1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。**
この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))				基礎控除額		
				改正後 ^(注1)		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)				95 万円 ^(注2)		48 万円
132 万円超	336 万円以下	(200 万 3,999 円超	475 万 1,999 円以下)	88 万円 ^(注2)	58 万円	
336 万円超	489 万円以下	(475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下)	68 万円 ^(注2)		
489 万円超	655 万円以下	(665 万 5,556 円超	850 万円以下)	63 万円 ^(注2)		
655 万円超	2,350 万円以下	(850 万円超	2,545 万円以下)	58 万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。
また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族 (注) を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ **令和8年1月以後**に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
 公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。
 なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、**令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます**（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）
 なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



2 住宅借入金等特別控除について、次の措置が講じられました。

- (1) 子育て世帯等^(注1)が、①認定住宅等^(注2)の新築、②認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、③買取再販認定住宅等の取得をして、**令和7年1月1日から同年12月31日までの間に**居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額を次のとおりとして、所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額			
	住宅借入金等		再建住宅借入金等 ^(注3)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円		
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		

(注) 1 「子育て世帯等」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人又は年齢19歳未満の扶養親族を有する人をいいます。

2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいいます。以下同じです。

3 「再建住宅借入金等」とは、居住の用に供していた家屋（以下「従前家屋」といいます。）が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった人（令和7年1月1日以後に、再取得等をした家屋を居住の用に供する場合は、従前家屋が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた人に限られます。）の住宅の再取得等のための住宅借入金等をいいます。

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、**令和7年12月31日以前**（改正前：令和6年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

3 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は**令和7年4月1日以後**に効力が生じる特定法人課税信託^(注1)について適用されます。

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式^(注2)については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとされました。

また、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。

(注) 1 「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行人等（特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいいます。）が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいいます。

2 「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいいます。

4 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の、①公式参加者に勤務する非居住者、②公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非居住者、③公式参加者が博覧会の会場における一定の任務のために任命する非居住者、④その任務に係る事務の代理をする非居住者、⑤博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与については、所得税が課されないこととされました。

所得税が課されないこととされるのは、**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に**行う博覧会関連業務に係る勤務に基因する給与に限られます。

5 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

- (1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限り。）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

- (2) 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

6 生命保険料控除について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。
この改正は、**令和8年分の所得税**について適用されます。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行と同様の12万円となります。

7 上記のほか、令和7年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- (1) NISAについて、つみたて投資枠で投資可能なETF（上場株式投資信託）に係る要件の見直し及び金融機関変更時の即日買付けを可能とする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充（適用開始日：令和7年4月1日）
- (3) 本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (4) スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）をe-Taxで送信する場合等の要件に係る次の見直し
- その読み取り等の色調について、フルカラーに加え、グレースケールを追加（適用開始日：令和7年4月1日）
 - 送信可能なイメージデータのファイル形式について、PDF形式に加え、JPEG（JPG）形式を追加（適用開始日：令和10年1月1日）
- (5) ジュニアNISA口座のみなし廃止手続の整備（適用開始日：令和8年1月1日）

年末調整の電子化のご案内

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）



キャッシュレス納付のご案内

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm）

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

（<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>）



納付はぜひ電子納税をご利用ください。

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

日頃は県税の納税にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税における対象法人が見直されました。

具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、次に該当する法人が対象となります。

減資への対応

（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・当該事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。

資本金 (現行基準1億円超)		補充的な基準 資本金 + 資本剰余金 10億円超
資本剰余金	資本準備金 その他 資本剰余金	

<経過措置> 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度に外形標準課税の対象であった法人であるもの。
- ・最初事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・最初事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。

<経過措置の対象外> 以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象となりません。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した各事業年度において、外形標準課税の対象外であるもの。
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）において、資本金が1億円以下であるもの。

【適用例】決算日3月31日で事業年度末日の払込資本の額がいずれも10億円を超えている場合

	令和5年3月期 (公布日を含む事業年度 の前事業年度)		公布日の前日 (令和6年3月29日)		令和6年3月期 (公布日を含む事業年度)		令和7年3月期		令和8年3月期 (最初事業年度)	
	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定
事例1	1億円超	外形	1億円超	事業年度末 でないため 判定せず	1億円超	外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例2	1億円超	外形	1億円超		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例3	1億円超	外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形
事例4	1億円以下	非外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形

※各事業年度に記載のある「1億円超」、「1億円以下」は各事業年度末における資本金の額又は出資金の額を示しています。

100%子法人等への対応

(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

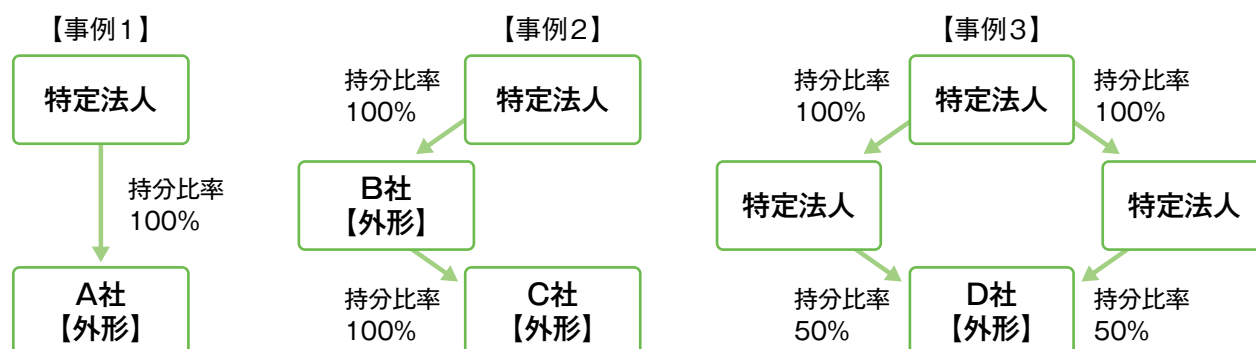
- ・特定法人(注1)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている法人であるもの。
- ・所得等課税法人(注2)以外の法人で当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・当該事業年度末日の払込資本の額(注3)が2億円を超えているもの。

(注1)…払込資本の額が50億円を超える法人(地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社

(注2)…地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

(注3)…当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

【適用例】A社、B社、C社及びD社について、事業年度末日時点で資本金の額が1億円以下かつ払込資本の額が2億円を超える場合



○激変緩和措置について

100%子法人等への対応によって、新たに外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度…当該超える額の2/3を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度…当該超える額の1/3を軽減

法人事業税の中間申告義務判定について (令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。現行では、原則、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象である場合に中間申告の義務がありますが、令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

その他ご不明な点等ございましたら名古屋南部県税事務所へお問合せください。

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ

名古屋市

市税の申告や、納税の手続きを地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用してインターネットで電子的に行うことができます。

※申告書等のお問い合わせは、市内の主たる事務所等が存在する区に関わらず、栄市税事務所法人課税課法人市民税担当へお問い合わせください。申告書等の提出は各市税事務所または区役所・支所の税務窓口でも受け付けます。

大法人の電子申告義務化

対象の法人（事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）が提出する法人市民税の申告書および申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円を超えるもの(注)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円以下のもの(注)	6.0%
④人格のない社団等		

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税（地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの）について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本（出資）金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

（超過課税による増収額：令和7年度予算額157億円）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第20号の5様式） および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される当該寄附の額およびその受領日を証する書面（受領証）の写しを添付してください。

均等割の税率（年額）

下表のとおり、法人の区分に応じて税率が異なります。なお、**2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、区ごとに均等割額を計算し**、合計したものが納付すべき均等割額となります。

また、均等割は法人税額にかかわらず負担していただくもので、欠損金が生じた事業年度についても法人市民税の申告納付が必要となります。

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分
資本金等の額(注1)	従業者数(注2)	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

(注1) 上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。

なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 ≥ 資本金+資本準備金 ⇒ **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金 ⇒ **資本金+資本準備金**

(注2) 従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

通算法人の申告について

通算対象所得金額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象通算対象所得調整額の控除明細書（第20号様式別表2の3）」とともに、法人税の「通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書（別表7の2）」の写しを添付してください。また、配賦欠損金控除額の生じた事業年度分の申告については、「控除対象配賦欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の4）」とともに、法人税の「通算法人の欠損金の通算に関する明細書（別表7（2）付表1）」の写しを添付してください。

※ 市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等の変更が生じた場合は「法人の異動届出書」を提出してください（定款等の写し、登記事項証明書の写し、その他参考資料の添付をお願いします。）。

なお、法人税におきましては、法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされていますが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、設立や異動等についてお届けいただくようお願いいたします。

※ 各種申告書・明細書等は名古屋市公式ウェブサイト（ページID:75655）からダウンロードできます。

※ 過去の税率は、名古屋市公式ウェブサイト（ページID:75776）をご覧ください。

お問い合わせ先 名古屋市栄市税事務所法人課税課法人市民税担当(☎052-959-3305)
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 7

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に追加記載の上、送付願います。

整理番号

税務署	
処理欄	

法人名	屋号()	事業年度	令和 年 月 日	自令相		自相令	
代表者	電話()	自社ホームページの有無	☐ 有 ☐ 無	自社ホームページのURL	(自社ホームページアドレス)		

事業内容	()業	① 支店・店舗数	国内	海外	② 国内子会社の数	海外子会社の数
		支店・店舗数			子会社	外資系子会社
1 事業内容	支店・店舗の状況	支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗
		支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗	支店・店舗
4 期末従業員等の状況	1 常勤役員	① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬
		① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬

4 期末従業員等の状況	1 常勤役員	① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬
		① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬
4 期末従業員等の状況	1 常勤役員	① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬
		① 常勤役員	② 非常勤役員	③ 役員報酬	④ 役員報酬	⑤ 役員報酬

○記入入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしない)

この用紙は、お問い合わせ用紙です。

1. 「法人事業概況説明書」〈表面〉8. (5)「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内 監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(	)	

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

14	<table border="1"> <tr> <td>支払元</td> <td>支払日</td> </tr> <tr> <td>給料 繰切日</td> <td>支給日</td> </tr> </table>	支払元	支払日	給料 繰切日	支給日	④ 関係状況 ☐ 労働者の育成 ☐ 調査立会 ☐ 促進相談 ☐ 決算書の作成 ☐ 法曹の整理 ☐ 補助簿の記録 ☐ 給費定元額の記事 ☐ 源泉徴収関係事務
支払元	支払日					
給料 繰切日	支給日					
15	帳簿書類の名称	17 加入元金金の状況				
16		(役職名)				
17		(役職名)				
18		定休日 毎週(毎月) 曜日()日				
19	売上(収入)金額	仕入金額				
20	外注費	人件費				
21	源泉徴収	税率				

(記入例)

17 加入組合等の状況	☐ 〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

※上記「1」「2」ともe-Taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などを分かりやすく解説した「**経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート**」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



(公社)昭和法人会

電話番号 (052)882-9677

URL <https://www.showahoujinkai.jp/>

法人会アンケート調査システム

新規登録 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の
意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和4年3月末現在、登録数9,511名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、
今後の法人会事業の参考としています。
また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、
マスコミにも提供しパブリシティの向上に
役立てています。

登録がまだお済みでない方は、
この機会にぜひ登録ください！



アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。
最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステム
に注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、
法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。
そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。
また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査



- 年末調整手続電子化に関するアンケート（国税庁・令和2年11月）
- 年末調整の方法等についてのアンケート（国税庁・令和4年1月）
- コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート
（東京法人会連合会・令和3年12月）
- 電子帳簿保存法に係るアンケート調査（埼玉県法人会連合会・令和4年1月）

法人会とは？ 私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万
社の会員企業を擁する団体です。
41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識の
普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国
と地域の発展に貢献してまいりました。

登録方法で不明な点は
昭和法人会事務局へ
TEL. 882-9677

インターネットセミナーのご案内 **会員無料**

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定 ID・パスワード

ID

hj1813

パスワード

9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶昭和法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶ID とパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ②ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ

▶インターネット・セミナー TOP 画面

▶セミナー視聴画面

編集後記

・委員長・ワイクリード(株)・吉田英晃

当会の広報委員会もメンバーを一部交替して、最初の会報誌が発行できました。

今後も、会員の皆様には有益な情報をお届けしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

少しずつ秋らしい季節になりましたが、暑い日もありますので、ご自愛いただきたいと思います。

【委員からのひと言メッセージ】

・副委員長・ブラザー不動産(株)・神谷陽志

吉田委員長をフォローし、会員の皆様に親しんでいただけるような会報誌をお届けしたいと思っています。

・委員・日本パーツ機器(株)・後藤秀臣

当会のホームページを含め、タイムリーな情報をお届けできるよう努力してまいります。

・委員・横井定(株)・横井直己

青年部会の代表として、若い経営者のための良い情報を分かりやすい記事にしていきたいと思います。

・委員・(株)美松・上村美恵

女性部会の代表として、女性部会の楽しさなど、皆様のお役に立つ内容の紙面にしていきたいと思います。



広報委員会の様子

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート^(※1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査^(※2)、診断前の通院、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

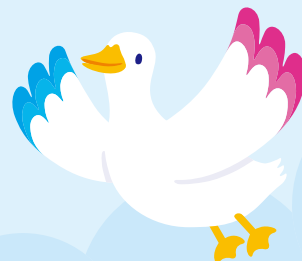
専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(※1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.afac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(※2) 所定の支払事由に該当した場合

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-0046 名古屋市中区西島町6-1
名古屋ルーセントタワー29F

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

アフラック
がん保険
契約件数

法人会がん保険制度
公益財団法人
全国法人会総連合

P24246 AFアツ課-2024-0543-2506022 12月26日

がんばる企業のベストパートナー 愛知県中小企業共済

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

がん総合共済

がん医療共済

- 傷害共済
- 生命傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。

本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

0120-00-9967

フリーコール (受付時間) 平日9:00~17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

愛知県中小企業共済

こちらから
ご覧頂けます



死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

難攻不落

経営者さまを取りまくりリスクは一つではありません。
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。
重責を担う経営者さまを守る、
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」
「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン

総合型V + 一時金型Mタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

Premium

(大同生命の無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V: 大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋南支店/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
名古屋市中区栄5-27-12(AIG名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討」に際してご留意いただきたいこと「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0010 (2023年5月19日) 23-073005 2023-05

